

○東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

平成27年6月25日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び東京都台東区長（以下「区長」という。）又は東京都台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 区長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別

表第3の第1欄に掲げる情報照会者が、同表の第3欄に掲げる情報提供者に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項中情報提供ネットワークシステムに関する部分は、法附則第1条第5号に定める日から施行する。

付 則（平成27年12月16日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年12月20日条例第44号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に定める日から施行する。

付 則（令和元年10月28日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年10月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年6月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 区長	東京都台東区児童育成手当条例（昭和46年10月台東区条例第26号）による手当の支給に関する事務であって台東区規則（以下「規則」という。）で定めるもの
2 区長	東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月台東区条例第45号）による医療費の助成に関する事務であって規

	則で定めるもの
3 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	東京都台東区心身障害者福祉手当条例（昭和49年4月台東区条例第4号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により東京都台東区（以下「区」という。）が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 区長	東京都台東区児童育成手当条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 区長	東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、地方税関係

		<p>情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が処理することとされた重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 区長	東京都台東区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 区長	福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所給付に関する情報、障害者関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報</p>

報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1 区長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第19条で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第19条で定めるもの
2 区長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって令第44条で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第44条で定めるもの
3 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって令第19条で定めるもの
4 教育委員会	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって令第12条第8号で定めるもの	区長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支

			<p>援給付の支給に関する情報、児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって令第12条第8号で定めるもの</p>
5 教育委員会	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって令第24条で定めるもの</p>	区長	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって令第24条で定めるもの</p>
6 教育委員会	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって令第59条の2の2で定めるもの</p>	区長	<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって令第59条の2の2で定めるもの</p>